

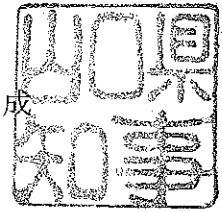


平 1 8 環境政策第 1 1 4 1 号

平成 1 9 年(2007年) 2 月 1 4 日

経済産業大臣 甘 利 明 様

山口県知事 二 井 関 成



株式会社トクヤマ徳山製造所東発電所第 3 号発電設備計画に係る
環境影響評価方法書について

このことについて、環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）第 1 0 条第 1 項及び電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 4 6 条の 7 第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地から下記のとおり意見を述べます。

なお、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づく事業者に対する勧告に当たっては、本意見を配慮されますようお願いいたします。

おって、本方法書に対する周南市長の意見は、別添写しのとおりです。

記

1 総括的事項

- (1) 当地域では、大気環境及び海域における水質の環境基準を達成していない状況にあることから、環境保全措置の立案に当たっては、複数案の比較検討及び最新の知見に基づいた最善の技術的方法の検討を行い、対象事業に係る環境影響が可能な限り回避・低減されるよう最大限配慮すること。
- (2) 本事業は、規模が大きく燃料に石炭を使用することから、地球温暖化への影響が懸念されるところであり、本県における温室効果ガスの排出抑制のための総合的な計画として策定した「山口県地球温暖化対策地域推進計画」の趣旨を踏まえ、二酸化炭素排出量をできる限り低減するため、発電設備の総合熱効率の向上を図る最新の技術を導入するほか、事業所全体におけるエネルギー原単位削減の取組や木質バイオマスの使用等による二酸化炭素排出量の低減について積極的かつ最大限の対策を検討し、その検討結果を環境影響評価準備書に具体的に示すこと。

2 環境影響評価項目

- (1) 対象事業実施区域の周辺において浮遊粒子状物質の環境基準が達成されていない地点

があることから、工事用資材等の搬出入、資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う環境影響評価の項目の「浮遊粒子状物質」について、環境への影響度合及びそれに伴う環境影響評価項目の追加の必要性を検討すること。

- (2) 造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在に伴う環境影響評価の項目の「生態系」については、関連する動植物の調査結果を踏まえ環境影響評価項目の追加の必要性を検討すること。

3 調査、予測及び評価の手法

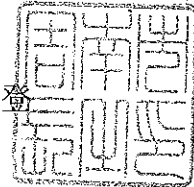
- (1) 対象事業実施区域の地形や気象観測等の調査結果から、特殊気象条件下における大気環境の影響予測は、海風に伴う内部境界層生成時のフュミゲーションが発生するような気象条件についても検討し、排ガスの影響が増大するおそれがある場合は、フュミゲーション発生時の予測・評価も行うこと。
- (2) 発電用ボイラーの起動、停止の際の非定常時においては、排出ガス温度が低いことから、定常時に比べて高濃度のばい煙を排出するおそれがあるので、非定常時の発生頻度、非定常時に使用する燃料の使用量及び性状、並びにばい煙の排出諸元を明らかにするとともに、その影響予測・評価の必要性について検討すること。
- (3) 大気環境の影響予測に当たっては、周辺地域において対象事業以外で規模の大きい発電設備の建設計画もあることから、これを含めて県の有する情報を活用して当地域の将来における総合的な影響予測を行うこと。
- (4) 復水器冷却水に使用する付着生物防止剤の海生生物への影響予測に当たっては、当該薬剤以外の物理的処理等との比較検討も含めた予測・評価を行うこと。
- (5) 海生動物の調査においては、周防灘に生息する海棲哺乳類のスナメリについても、近傍海域での生息状況を把握するため目撃情報の聞取や海域での調査時にスナメリを確認した場合には、予測の対象とすること。
- (6) 建設工事及び供用時に発生する廃棄物については、廃棄物の種類別に発生量、減量化量、再生利用量及び最終処分量を定量的に予測するとともに、石炭灰及び石膏の南陽工場のセメントプラントでの全量再資源化を含め、それぞれの廃棄物の再資源化施設及び最終処分場等の処理能力等も勘案して、適切な予測を行うこと。

周環第1682号

平成19年1月10日

山口県知事 二井 関 成 様

周南市長 河 村 和 登



(株) トクヤマ 徳山製造所東発電所第3号発電設備計画に係る
環境影響評価方法書について(回答)

平成18年11月15日付け平18環境政策第822号で照会のあった環境影響評価方法
書に対する意見は下記のとおりです。

記



1 事業の内容

(1) 排水処理

(イ) 準備書の段階では、新設する排水処理設備の処理方法を決定しておくこと。

(2) 廃棄物

(イ) ボイラー燃料として使用する石炭から発生する石炭灰及び排煙脱硫装置から発生する石膏は、全量セメント原料として有効利用する計画になっているが、確実な有効利用量を示すこと。

(3) 二酸化炭素排出抑制

(イ) 生産する多結晶シリコンでつくられる太陽電池でどれくらいの発電が可能で、どれくらいの二酸化炭素の発生量を抑制することになるかを数値的に理解しやすい形で示すこと。

(ロ) 準備書の段階では、新設する発電所の推定の熱効率を計算し、電気と蒸気の

同時供給に伴う熱効率のアップによる二酸化炭素の削減効果を示すこと。

- (ハ) 準備書の段階では、社団法人日本化学工業協会の環境自主行動計画の3項目について、第1項の2010年までにエネルギー原単位を1990年の90%にするよう努力する、第2項の化学産業が保有する独自の触媒技術、バイオ技術、環境調和型のプロセス技術の開発に努める、第3項の海外での事業展開に際しては、これまで化学産業で培われてきた省エネルギー技術、環境保全技術を移転すると共に、発展途上国における二酸化炭素排出抑制対策にも貢献することについて、それぞれどのような取り組みができるかを具体的に示すこと。
- (ニ) 保有する複数の発電所のうち、効率の良い発電所を優先的に使用するなどの発電所全体の運用方法を検討しておくこと。
- (ホ) 新設する発電所は石炭専焼となっているが、バイオマス由来の廃棄物燃料など単位エネルギーあたりの二酸化炭素発生量が少ない燃料の使用も検討すること。石炭とバイオマスの混焼を検討する場合、バイオマスの確保を含めて計画すること。また、既設のバイオマスの利用が可能な発電所においては、バイオマスの利用を促進すること。
- (ヘ) 準備書の段階では、国が2005年4月に策定した「京都議定書目標達成計画」を踏まえ、山口県が2006年3月に策定した「山口県地球温暖化対策地域推進計画」に対し、どのような取り組みができるかを示すこと。

2 環境影響評価の項目

- (1) 調査、予測及び評価の手法（海生動物及び海生植物）について、既存資料からでも良いので、計画地の海岸線から1km以内の海域に生育する海生動物及び海生植物の調査をすること。